

函館市難病医療相談会実施要領

1 目的

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱の第4の(3)に基づき、難病に関する専門の医師、保健師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設置して相談会を開催することにより、患者等の療養上の不安の緩和を図ることを目的とする。

2 開催回数およびテーマ

地域の実情を勘案し、正しい療養知識の普及が必要と思われるテーマを選定し、概ね年3回開催する。

3 開催会場

函館市総合保健センターおよびその他適当と思われる会場を設置して開催する。

4 事業対象者

テーマの対象となる難病患者および家族、保健・医療・福祉等関係者、一般市民

5 事業内容

(1)医療相談の内容

ア専門医師等による医療講演

イ医療相談班による個別相談（原則として事前予約）

(2)医療相談班の構成

ア専門医師

イ保健師

ウ社会福祉士

エその他必要とする者

6 周知方法

広報市政はこだて、報道機関等による報道、ポスター・チラシ配布等

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。